

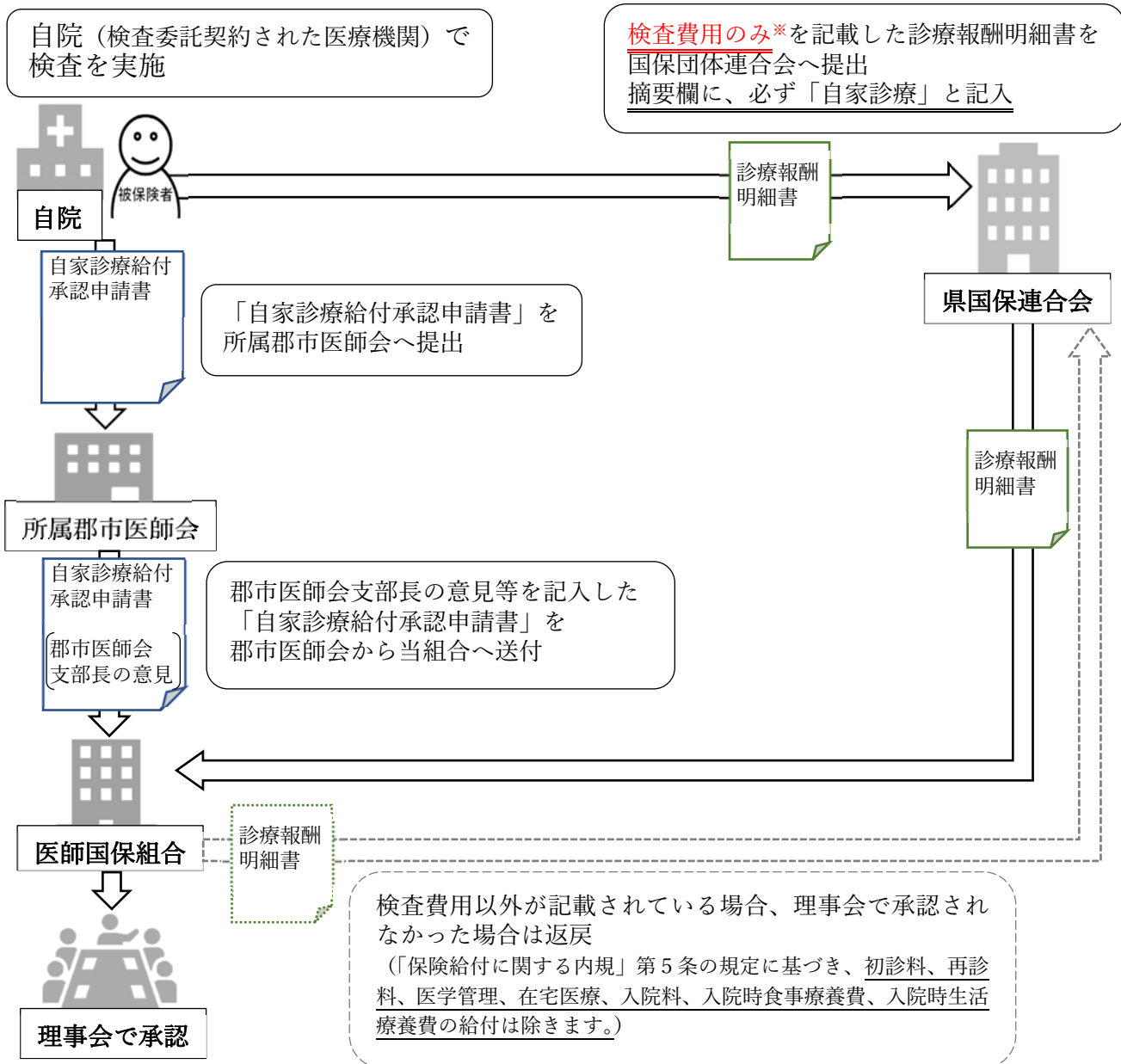
新型コロナウイルス感染症の行政検査の公費負担分 (検査実施料、判断料)に係る自家診療の給付について

当組合では組合規約および保険給付に関する内規において、自院での診察、治療を行った場合は、保険請求の全部を制限しています。

ただし、新型コロナウイルス感染症については、その疾患の特殊性を鑑み、PCR 検査及び抗原検査に係る費用(検査実施料、判断料※)に限り、当面の間、給付を行うこととなりました。

<自家診療給付手続きのフロー図>

※
PCR 検査(SARS-CoV-2 核酸検出・微生物学的検査判断料)
抗原検査(SARS-CoV-2 抗原検出・免疫学的検査判断料)



(問合せ先)
宮崎県医師国保組合
TEL 0985-22-6588 FAX 0985-27-6550
宮崎市和知川原1丁目101 (202103通知)